

1.観光

※査証免除措置の定める滞在日数以上を希望する方

①旅券・・・残存有効期限 6 ヶ月以上

②旅券のコピー1 通(A4)

③申請書 1 通([見本](#))・・・旅券上と同様の署名が必要

*[専用ウェブサイト](#)にて個人情報登録完了後、該当用紙(A4)を要印刷

*未成年の申請者は、2 枚目下部の代理人欄に要保護者署名 + [未成年者 VISA 申請 父母同意書](#) + 保護者の旅券コピーと 親族関係が証明(3ヶ月以内発行)出来る書類(戸籍謄本など)

④カラー写真 2 枚・・・サイズ[横 3.5x 縦 4.5cm] /6 ヶ月以内撮影/輪郭が鮮明なもの

※システム読取のため、左右反転、規格外は受理不可

⑤申請者名義の往復航空券あるいは次の目的地への航空券(日本語、英語、中国語以外は受理不可)

※予約内容の全ページ(編集、スクリーンショットは不可)

⑥在学/在職証明書 1 通・・・発行 3 ヶ月以内/フォーマット指定なし/日本語版

⑦[旅行日程表](#)(スケジュール詳細)・・・申請者の署名と日付が必要

*滞在中毎日各時間帯(朝昼晩)の行き先、目的、交通手段、宿泊 施設を詳しく書かなければなりません。*インターネットから既存のサンプルをダウンロードしたり、他人 の旅程表を使用したりしないでください。

*旅行会社の予約確認書の紙原本も可能(要社判の押印)

⑧財力証明書(二択)・・・(30万円以上あり、1ヶ月以内発行のものに限る)

(1)直近3ヶ月分の「銀行取引明細書」の原本

或いは

(2)直近3ヶ月分の「通帳」の原本とコピー

*残高証明書や携帯アプリの画面を提示不可

*社員旅行の場合は会社負担の証明書と在職証明書等(要社判の押印)

*修学旅行の場合は在学証明書が必要

*未成年者は、保護者名義の銀行取引明細書も可能

{関係を証明出来る書類が必要(3ヶ月以内発行)}

⑨現住所証明(二択)

A.日本国籍の方 *本人申請・・・原本要提示[住民票・運転免許証・健康保険証](いずれか1点)

*代理申請・・・申請者の上記証明書いずれかの全頁コピー[住民票のみ要原本]

※代理人の身分証明書/委任状は不要

B.日本国籍以外の方

※来日(許可)1年以上のものに限る。

(ベトナム、ミャンマー、カンボジアの方を除く)

※日本の非在留資格所有者は通常より審査が長引く事がある

*本人申請・・・在留カード原本と両面コピー 1通(A4)

*代理申請・・・在留カードの両面コピー 1 通(A4)

⑩査証費用 (受理後のキャンセル・返金不可)

*書類を追加する場合がございます

*台湾/日本以外で発行された書類は、発行地の台湾の在外公館にて認証を事前に受けてください。

※北朝鮮国籍の方・・・要本人申請 上記に加え、下記 a～e が要提出

- a. 日本の再入国許可書 1 通・・・残存有効期限 6 ヶ月以上
- b. 日本の再入国許可書のコピー 1 通・・・押印のある全ページ
- c. 質問書 1 通・・・本処にて申請者が記入
- d. 宿泊施設の予約証明書 1 通
- e.会社負担の社員旅行の場合も、「1-⑦」の書類が必須